

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

香川県広域水道企業団企業管理規程第3号

香川県広域水道企業団職員就業規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員就業規則（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）</u></p> <p>4・5 略</p>	<p>(育児休業等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 企業長は、職員（次に掲げる職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、別に定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（別に定める非常勤職員にあっては、3歳）に達するまでの子（育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）を承認することができる。</p> <p>(1) 育児短時間勤務職員等</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）</p> <p><u>ア 任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの</u></p> <p>4 育児休業法第5条及び第16条並びに香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第16号）第15条の規定は、部分休業について準用する。</p>

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。